

第216回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 個別報告事項 報告案件1 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））（40件）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成 ア 個人情報取扱事務開始届出書（9件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（125件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（23件）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年3月15日記者発表分まで）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	令和6年3月19日（火）午後2時から午後3時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと4・5
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員
欠席者	後藤委員
事務局	三島市民情報室長、前田市民情報課担当課長ほか
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第216回横浜市個人情報保護審議会を開始します。審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、後藤委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員8名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。はじめに、第215回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは、承認といたします。</p> <p>2 報告事項（2）（3）</p> <p>3 その他（1）（2）</p>

(中村会長) (1) 個別報告事項、報告案件1の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に報告を行うことにします。順番が前後しますが、先に「2 報告事項(2)、(3)」、「3 その他(1)、(2)」の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思いますが、特に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

2 報告事項(1)

報告案件1 個人情報漏えい事故の公表範囲について【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき非公開】

(中村会長) それでは、「2 報告事項」の(1)の報告に戻ります。個別報告案件1「個人情報漏えい事故の公表範囲について」の報告を行います。なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。それでは、まずは事務局から本日の報告の趣旨について、御説明をお願いします。

(事務局) 本市では、横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱第18条第6項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、公表するものとしています。しかし、公表することがふさわしくない場合も考えられることから、要綱第19条で公表の例外について定めており、非公表とする場合は、審議会に当該漏えい等の概要等を報告することとなっております。今回、同条による取扱いが必要と思われる事案が発生したため、報告いたします。事故原因や再発防止策のほか、非公表とすることについての御意見もいただければと思います。それでは、内容につきまして、業務所管課から御説明いたします。

(所管課) <要綱第19条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<以下は委員から意見等の要旨>

- ・板垣委員から、非公表とすることについて異議はないとの意見があった。
- ・吉田委員から、業務システムの仕様と現場での確認方法について質問があった。
- ・中村会長から、業務システム入力の手順を見直すべきではないかという意見があった。
- ・中村会長から、要綱第19条第1項第2号の対象となる者の確認があった。
- ・中村会長と吉田委員から、再発防止策について詳細の確認があり、更なる措置が必要ではないかという意見があった。
- ・加島委員から、今回のような事務処理ミスの事例をマニュアルに掲載し、担当職員間で共有すべきという意見があった。

	<p>・本案件は要綱第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するおそれがあるため、事案の全部を非公表とすることは妥当である旨を審議会の意見とするが、再発防止の取組等につき一層の検討を加えられたい旨を、合わせて意見として伝達することとした。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 次回の日程は、令和 6 年 5 月 29 日水曜日の、午後 2 時から、本日より同じく WEB 会議での開催となります。接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第216回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第216回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和 6 年 5 月 29 日 (水) 午後 2 時からWEB会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和 6 年 5 月 29 日第 217 回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。